安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議

関連文書の抜粋

※円卓会議準備委員会資料、安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する研究会報告書、平成 20 年 7 月 3 日第 21 次国民生活審議会総合企画部会報告を除く

①「長期戦略指針『イノベーション２５』」 ・・・・・1

（平成 19 年６月１日閣議決定）

②「国民生活における安全･安心の確保策について」 ・・・・・2

（平成 19 年６月４日国民生活審議会意見）

③「生活安心プロジェクト『緊急に講ずる具体的な施策』」 ・・・・・6

（平成 19 年 12 月 17 日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合了承等）

④「安全･安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議の開催に向けて」 ・・・・・7

（第６回総合企画部会・松本恒雄安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する研究会委員長提出資料）

⑤「安全･安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議の運営のあり方に関する検討体制について（案）」 ・・・・・12

（第６回総合企画部会配布・廣松毅部会長提出資料）

⑥「消費者･生活者を主役とした行政への転換に向けて」 ・・・・・13

（平成 20 年４月３日国民生活審議会意見）

⑦「消費者行政推進基本計画～消費者･生活者の視点に立つ行政への転換～」（平成 20 年６月 27 日閣議決定） ・・・・・17

⑧「行政のあり方の総点検　～『消費者･生活者を主役とした行政への転換に向けて』（国民生活審議会意見）に対するアクションプラン（工程表）～」 ・・・・・18

（平成 20 年 7 月 23 日「生活安心プロジェクト」に関する関係省庁局長会合了承）

①「長期戦略指針『イノベーション25』」

（平成 19 年 6 月 1 日閣議決定）

第５章　「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ

１．社会システムの改革戦略

（１）早急に取り組むべき課題

１）イノベーション創出・促進に向けた社会環境整備

②イノベーションを誘発する新たな制度の構築

・　安全・安心の確保のための新たな官民パートナーシップの構築

国民生活における安全・安心の確保のため、法令や規制の枠組みを超えた企業等の自主的な取組を促す環境の整備を目的として、事業者団体、消費者団体、労働組合、投資家、その他のＮＰＯの代表、専門家及び行政により構成される「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称）」を開催する等、官と民との新たなパートナーシップの構築を推進する。

②「国民生活における安全・安心の確保策について」

（平成 19 年 6 月 4 日国民生活審議会意見）

Ⅳ　企業等の社会的責任の取組促進

規制改革の進展や「官から民へ」の流れの中で，国民の利益を保護・実現するために，法令や規制の枠組みを超えた企業等の自主的な取組の必要性が一層拡大している。中でも，国民生活の安全・安心を確保するためには，官による規制や監視・監督の強化だけでなく，製品や施設の提供者としての企業等[24]が，それぞれの社会的責任[25]を果たしていくことが重要である[26]。

（１）企業等の取組を支える環境整備の必要性

社会的責任の取組を促進するためには，企業等とステークホルダー[27]が相互に情報を交換し，対話や連携を図るなど，両者の双方向の関係を強めることが求められる。中でも，積極的な取組を行っている企業等が，消費者による商品選択や投資家による投資先の選択，求職者による就職先の選択等を通じて，ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出すことが重要である。

しかし，企業等と個々のステークホルダーの間に情報や専門知識，資源の格差があることに鑑みれば，上記のような好循環が，両者の関係だけで自律的に創出されると考えることは難しい。好循環を作り出すためには，企業等

24　製品や施設の提供者としての行政を含む。

25　我が国には，現在のところ社会的責任に関する通説的な定義はないが，国際的には様々な定義付けの試みがなされている。特に，ISO が開発中の社会的責任に関する国際規格（ISO26000）は，将来的に，国際的な定義についての一つの目安になることが予想される。Ⅳでは，便宜上，ISO 社会的責任作業部会第 4 回総会（2007 年 1 月開催）において決議された暫定的な定義に従うものとする。すなわち，社会的責任とは，「組織が，その意思決定と活動（財やサービスの提供を含む）が社会や環境に及ぼす影響に対して，透明で倫理的な行動を通じて果たす責任のことであり，そうした行動は，持続的発展や社会的厚生と整合的で，ステークホルダーの期待に配慮したものであり，適用され得る法令を遵守し，国際的な行動規範に整合的で，組織の活動に統合されたものである(内閣府抄訳)。」ただし，Ⅳ（3）における取組の実施に向けた検討にあたっては，上記規格の今後の策定動向との整合性に十分留意する必要がある。なお，上記規格は，法令遵守を上回る組織の活動を奨励するものであり，かつ，マネジメント・システム規格ではなく，適合評価や認証に供されることを目的としたものではない。

26　安全・安心の確保に向けた企業等の社会的責任に係る取組としては，例えば別紙のような項目が考えられる。

27　組織によって影響を受けるか，組織に対し影響を与える個人又は集団。「利害関係者」と訳されることもある。製品や施設を提供する企業等にとってのステークホルダーとしては，例えば，消費者，投資家，労働組合，従業員，地域住民，NPO，取引先企業等が想定される。

が自らステークホルダーへの説明責任を積極的に果たすだけでなく，消費者団体，労働組合，ＮＰＯ等や専門家，さらには行政を含む各主体が，上記の格差を埋める役割を積極的に果たすことにより，社会全体として，個々の企業等に社会的責任の取組に向けたインセンティブを付与する環境を整備することが不可欠である。

このことにより，Ⅰ～Ⅲで述べてきたような取組が自律的に推進され，官と民のパートナーシップが実効性を持って機能するようになるものと考えられる。

（２）各主体が果たすべき役割

環境整備に向けた上記の各主体の役割としては，例えば以下の取組が考え得る。

①企業等や事業者団体の役割

・ネガティブ情報も含めた積極的・網羅的な情報開示や，消費者団体，ＮＰＯ等による評価を通じて，自らが発信する情報に対する信頼性を向上させること。

・実効性ある対話を通じて，ステークホルダーの期待や要求を把握すること。

・事業者団体については，会員企業の取組を監視・監督したり，自主行動基準の指針の策定等を通じて会員企業の取組を支援すること。

②消費者団体，ＮＰＯ等の役割

・企業等の取組を評価し，その結果をわかりやすく個々のステークホルダーに伝えること。

・ネガティブ情報を積極的に開示した企業等を公正に評価するなど，長期的な視点に立って幅広い角度から透明性と公正性を確保しつつ評価を行うこと。

・一般の消費者等の多様な期待や要求を把握し，企業等に提示すること。

③専門家の役割

・大学等の教育･研究機関や各主体の組織内部において，各主体の役割や主体間の対話を補助するとともに，人材の育成や横断的な交流を進めること。

④行政の役割

・法令や規制を適切に整備・運用すること。

・各主体の自主的な取組や情報交換・コミュニケーションが進む環境を整備すること。特に，消費者の自立支援等についての行政の責務や，各主体間の情報や専門知識，資源の格差を踏まえ，各主体への社会的な支援の枠組みを整備促進すること。

・上記の役割を果たすにあたっては，縦割り行政の弊害を除くため，関係府省庁が十分に連携して対応すること。

（３）社会的責任の取組促進に向けて必要な取組

社会的責任は，あくまで法令や規制の枠組を超えた民の自主的な取組として進められるべきであり，政府が個々の企業等の取組に直接的に介入することは望ましくない。「官から民へ」の流れの中においては，上記のような各主体の役割について，対話の場の提供を通じて共通の認識を醸成し，民の自主的な取組を支える環境整備を総合的かつ戦略的に推進することが，官の役割として重要となる。そこで，上記を踏まえ，社会的責任の取組促進に向けた方策の一環として，以下の取組を行うべきである。

①「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」の開催

個々の企業等の取組を支える環境を社会全体として整備するため，事業者団体代表，消費者団体代表，労働組合代表，投資家代表，その他のＮＰＯ代表，専門家及び行政によって構成され，参加者自身が主体的に運営を担う包括的で透明性のある対話の場として，政府は「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」(以下,「円卓会議」という。)を開催する。円卓会議の目的や検討課題，具体的な形態や運営方法については，以下の基本方針に従って，今後の国民生活審議会にて更なる検討を進める。

・環境整備のために各主体が果たすべき役割について，具体的な経験や情報を共有しながら，主体間で共通の認識を構築する。
・各主体が上記の役割を果たせるようにするため，これらに対し間接的な支援を行うことや，社会的責任投資や社会的責任調達の促進等，環境整備のために政府が措置すべき方策について提言を行う。
・円卓会議は，関係府省庁間の横断的な連携の下に開催する。なお，安全・安心の確保に係る分野を超えた包括的な議論を行う必要がある場合には，関係者の合意と参加を得るとともに，社会的責任の定義や対象分野に関する国際的な議論の動向との整合性を確保するものとする。
・円卓会議の運営方法については，参加者自身が主体的に関与し得る運営の在り方について，今後具体的な検討を進める。

②地域における社会的責任の取組促進

地方公共団体の代表に対して，必要に応じて，円卓会議への参加を求める。さらに，各地域においても，各主体の対話の場を整備することも考えられる。

③各主体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）の促進

各主体が上記の役割を自律的に果たせるようにするため，専門家の育成や横断的な交流の支援等を通じ，各主体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）を促進する。具体的な方策については国民生活審議会にて検討を進める。

別　紙

（参考）安全・安心の確保に向けた企業等の社会的責任に係る取組例

１．推進体制等

・自主行動基準の策定・開示，経営トップのコミットメント
・ＣＳＲ・法令遵守推進本部の設置など横断的・包括的な推進体制の整備
・体系的で効果的な教育・研修プログラムの策定・実施
・自主行動基準の違反行為に対する対応手順や賞罰の規定・周知・運用
・効果的なモニタリング・監査体制の整備
　内部通報窓口・ヘルプラインの設置・運用，内部・外部監査体制の活用，経営へのフィードバック
・緊急事態時の対応方針の策定
　消費者への初期対応等を定めた緊急対応マニュアルの作成など

２．情報開示・提供

・消費者への情報提供の在り方
　適正で正確な広告・表示，使用方法等の正しい知識の普及など誤使用回避に向けた情報提供や警告表示，不利益情報の提供，子ども・高齢者・障害者等に配慮した情報提供
・重大な欠陥情報・事故情報・苦情情報の開示方針の策定と運用

３．製品開発・管理体制等

・原料受入れから出荷に至るまでの体系的な品質管理体制の整備
・誤使用の類型抽出等を踏まえた誤使用防止に向けた製品開発
・子ども・高齢者・障害者等に配慮した製品設計
・自主的な製品回収
　回収実施基準の策定・開示，業界や商品の特性に応じた効果的な告知方法の検討

４．苦情・処理相談制度

・苦情・相談処理制度の整備
　苦情・相談窓口や手続きの消費者への明示，苦情・相談事例の公表，苦情・相談情報を再発防止策や製品開発に活かす体制の構築，外部機関によるあっせん・調停・仲介手続や費用情報等の明示

５．取引先事業者

・取引に際する取引先事業者のＣＳＲ・法令遵守への取組の考慮

③「生活安心プロジェクト『緊急に講ずる具体的な施策』」

（平成 19 年 12 月 17 日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合了承等）

１．「生活安心プロジェクト『緊急に講ずる具体的な施策』

（平成 19 年 12 月 17 日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合了承）

国民生活における安全・安心の確保のため、法令を超えた企業等の自主的な取組を促す環境の整備を目的として、事業者団体、消費者団体、労働組合、投資家、その他のＮＰＯの代表、専門家及び行政により構成される「社会的責任の取組促進に向けた円卓会議（仮称）」を開催する。（20 年度）（内閣府等）

２．「生活安心プロジェクト『緊急に講ずる具体的な施策』進捗状況」

（平成20年５月28日「生活安心プロジェクト」関係局長会議了承）

「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」（平成20年4月3日国民生活審議会意見）に基づき，国民生活審議会は，円卓会議のあり方について検討し，6月を目途に取りまとめるとともに，政府は，本取りまとめに基づき，関係団体による委員候補選出の状況等を踏まえ，20年内のできる限り早い時期に円卓会議を開催。（内閣府、関係省庁）

④「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議の開催に向けて」

（第６回総合企画部会・松本恒雄安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する研究会委員長提出資料）

１．意義

（１）政府，市場，市民社会の関係の再構築

1990 年代以降の急速なグローバル化や技術革新は，世界経済に多大な恩恵をもたらしてきたが，一方で，地球環境問題や貧困問題など，政府だけでは対処できない持続可能性への大きな脅威が顕在化した。国内に眼を転じても，国際競争の激化や情報化の進展，少子・高齢化の急速な進行が，人々の価値観や就業形態，消費生活の多様化・複雑化を招き，従来の政策ツールでは十分に対応できない新たな種類の課題や事件・事故を引き起こしている。さらに，国際競争の激化を背景とした世界的な規制緩和の潮流の中で，政府と市場の役割分担も改めて問われている。

こうした中，法令遵守を前提にそれを上回る組織の社会的責任への関心が国内外で高まっている。これまでも，例えば 1970 年代には企業活動の多国籍化や公害問題の深刻化を背景として企業の責任が叫ばれるなど，社会的責任の問題は多様な文脈の下で論じられてきた。しかし，今日の世界規模での関心の高まりの特徴は，社会的責任の議論が，市場経済の見直しへの動きからさらに，政府と市場，そして市民社会の関係を再構築する新たな経済社会システムとして実践する動きが現れていることである。

90 年代以降広がりつつあるグリーン・コンシューマリズムの動きをベースに社会的責任投資（SRI）やソーシャル・ラベルといった様々な実践的ツールを活用して，市場の内側から人々の消費や投資活動の変容を促す活動が展開されている。企業自身も，CSR 調達のネットワークを広げたり，積極的にステークホルダーとの対話や連携を模索し，よき企業市民として持続可能な発展に貢献するとともに，環境・社会分野のニーズを技術革新に繋げ，むしろ競争力の糧としている。さらに一部の先進国や国際機関では，企業活動を社会や環境面からも評価する消費者や投資家の動きを捉え，各種の市場環境の整備を始めている。そこでは，政府と市場，そして市民社会がそれぞれ孤立し対峙するのではなく，互いの役割を果たしながら，総体として社会的課題を解決していく新しい“公”の姿が模索されている。円卓会議の意義の一つも，まさにそこにある。

（２）持続可能な発展を支える市民社会の成長に向けて

一方で我が国では，伝統的に行政が“公”の担い手として存在し，市民は専ら公共サービスの受け手として，あるいは規制によって保護される存在として捉えられてきた。90 年代以降，規制改革等を通じて社会的課題に対する市場の影響力は強まったが，背後で市場規律を支えるべき市民社会は，様々な基盤の欠如から十分な広がりを持てていない。

今後，我が国が持続可能な発展に貢献していくためには，健全で成熟した市民社会の存在が不可欠である。企業や行政に対して冷静で厳しい眼を向けるとともに，時には協働・連携して，持続可能な発展のためのコストを共有する，そうした市民社会の存在がなければ，社会的課題に対する産業の対応力は弱まり、我が国の競争力を減じる可能性さえある。

勿論，市民社会の力強い胎動は我が国でもすでに始まっている。その存在は円卓会議の前提であり，また，その成長を促すことは円卓会議の極めて重要な目的の一つでもある。特に，我が国は「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の提唱国として，持続可能な発展を支える人材や組織が学び育まれる環境を積極的に整備すべきである。

（３）新たな行政の役割（協働行政）としての円卓会議開催

持続可能な発展や社会的責任に関する国際社会での実践は，課題解決に向けた意思形成のプロセスにも大きな変革をもたらしてきた。特に，課題解決のために多様な主体の役割を要する課題については，広範なステークホルダーが，対話を通じて情報や認識を共有し，協働して解決にあたる手法（マルチステークホルダー・アプローチ）が，国連や各国政府，国際的な非営利ネットワークによって実践されてきた。

多様なステークホルダーが社会的課題についてともに議論する円卓会議も，まさにこうした国際社会における実践の延長線上にある。すなわち，市民社会を含む多様な主体が，互いに責任をもって対話し，連携していく新しいシステムの構築こそが，円卓会議に求められる重要な役割である。

行政にとってこうした手法は，伝統的な規制行政や支援行政とは異なる“協働行政”の一環であり，国民生活審議会総合企画部会で審議中の「行政のあり方の総点検」においても，各主体のパートナーシップを促進するための新たな行政の役割，行政が果たすべき重要な役割として位置づけることが適当である。

（４）国際社会と未来に向けての責任

先述の通り，近年，一部の先進諸国では，社会的責任の取組促進を戦略的に進めているほか，アジア諸国も，急激な成長に伴う様々な課題に対処するため社会的責任に関心を寄せている。また，ハイリゲンダムサミットでは，OECD 多国籍企業行動指針や ILO 三者宣言に基づき，先進国が一致して企業の社会的責任の原則を強化することが確認されたほか，グローバルコンパクトや責任投資原則など，国連をはじめ様々な国際機関やネットワークが社会的責任に係る基準や規範作りを進めている。さらに ISO では，数年以内に組織の社会的責任の実施ガイダンスとなる国際規格の発行を予定している。

今後，我が国が，経済大国として，国際社会や地球環境に対して責任ある貢献を行うため，また，我が国自身の持続可能性を確実なものにするため，さらには環境や社会の多様なニーズに対応した技術革新を促し競争力を高めるため，組織の社会的責任の取組を促進する枠組みを国家戦略として包括的に整備することが急務である。

中でも，円卓会議を通じて，我々が真に果たすべきは，未来に向けての責任である。まさに持続可能な発展の理念が謳うように，我々は，我々自身の利益に配慮しつつも，決し

て将来世代の可能性を脅かしてはならない。我々自身のためにも，そして将来世代のためにも，社会を構成する全ての主体が，それぞれの本来果たすべき役割を改めて見つめ直し，短期的な負担や自らの利害を超え，より大きな枠組み作りに向けて協働することが強く求められている。そのことを通じてはじめて，我々は国際的にも信頼され，将来世代に誇れる新しい日本を築き上げることができるのである。

２．円卓会議の目的

円卓会議は，以下の①及び②に掲げる目的を達成するため，

ⅰ）広範なステークホルダー代表が参加した新たな社会的合意形成や取組促進の枠組み（マルチステークホルダー・プロセス）を提供することで，

ⅱ）社会を構成する多様な主体による協働のあり方について，情報交換や対話を通じて参加者間で共通認識の醸成や一定の合意形成を行うとともに，

ⅲ）政府が措置すべき方策について提言を行う。

①安全・安心で持続可能な未来の姿と協働のあり方の共有

我が国が目指すべき安全・安心で持続可能な未来とはどのような姿か，そこに至るためには何が必要とされるのか，組織はいかなる責任を果たすべきか，組織を取り巻くステークホルダーはいかなる役割を担うべきか，円卓会議での議論を通じて，広範な層でビジョンを共有し，協働のあり方を探る。

②社会的責任の取組を促進するための環境整備

社会的責任の取組を促進するためには，積極的な取組を行っている組織が，消費者による商品選択や投資家による投資先の選択，求職者による就職先の選択等を通じて，ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出す環境整備が必要である。そのためには，事業者団体，労働組合，金融セクター，消費者団体，NPO・NGO 等や専門家，さらには行政を含む各主体が積極的にそれぞれの役割を果たしていくことが重要である。そこで，円卓会議は，各主体の協働を通じて，組織の社会的責任の取組を支える環境整備を総合的かつ戦略的に推進する。

３．「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」の策定

円卓会議は，上記目的の達成手段として，概ね 2010 年までに，「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」を取りまとめる。協働戦略の具体的な形は円卓会議において議論されるものであるが，特に以下の要素を含むことが期待される。

①目指すべき社会像

目指すべき安全・安心で持続可能な未来の姿とそこに至る道筋

②分野別重点課題

例えば持続可能な国民生活や地域社会のあり方など，①の実現に向けた具体的な社会的課題について，各主体が果たし得る役割や協働のあり方，各主体が役割を果たす上で直面する問題を克服するための方策

③横断的課題

一般の消費者・労働者・投資家の関心を高めるための普及啓発活動のあり方，持続可能な発展を支える人材の育成・交流や調査研究の促進など，関連する各主体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）の支援に向けた方策，社会的責任投資（ないし責任ある投資）や社会的責任調達の促進策など横断的な市場環境の整備策など

４．円卓会議の運営についての基本方針

円卓会議の運営方法については，以下の基本方針の下，当事者であるステークホルダーを中心に検討を深め，これを参考に国民生活審議会総合企画部会にて決定するものとする。

（１）円卓会議の機構

円卓会議の機構は，総会，部会及び運営委員会によって構成される。

①総会

総会は，審議事項の決定を行うほか，検討項目に応じた部会の設置を行うとともに，部会における検討を踏まえ，円卓会議としての取りまとめを行う。

②部会

部会においては，総会で決定された基本方針に従って，課題別の専門的な検討を行う。部会は，必要に応じて，専門的な検討を行うワーキンググループ等を開催する。

③運営委員会

運営委員会においては，審議項目案等の検討を行うほか，ステークホルダー別準備会合の開催支援や周知啓発活動を行うとともに，円卓会議の審議に資するため必要な調査研究を行う。

（２）円卓会議への参加

①委員の役割

委員は，他の委員との対話を通じて，協働に向けた自らの役割について認識を深め，お互いに自らの取組の方針を表明しあう。また，委員には，円卓会議と各グループとの意思疎通の媒介者として，グループ内の意見を把握し，これを前提として円卓会議で発言を行うとともに，円卓会議での議論についてグループ内の広範な主体への説明や啓発に努めるほか，必要に応じ各主体を説得し，協力を求めることが期待される。

②総会及び部会の構成

総会及び部会は，原則として，事業者団体，労働組合，金融セクター，消費者団体，その他の NPO・NGO の各グループの推薦を受けるなどした者，専門家，行政から構

成される。ただし，選出母体が十分に組織化されていないグループや，意思決定に参加しないオブザーバーは，運営委員会が適任候補を選出する。また，部会については，審議事項に鑑みて必要な場合，上記グループ以外の分類を設定する。

（３）意思決定方法

①円卓会議の機構・運営に関する意思決定

審議事項の決定や部会の設置など，円卓会議全体の機構や運営に関する事項は，可能な限り全員一致を目指すものとする。

②協働戦略に関する意思決定

政府以外の各主体の役割については，各グループ内の様々なアクターや参加者自身の自主的な行動を前提としているため，多数決等による強制を行うことは想定されない。一方，政府に対する政策提言については，可能な限り全員一致が目指すものとするが，不可能である場合，両論併記等の形によって，多様な意見の分布状況を示すこととする。

５．国際社会や地域社会との関わり

持続可能な発展や社会的責任の問題は，極めてグローバルな課題であると同時に，多くの場合，地域における取組こそが解決の要となることを踏まえ，以下に留意する。

①国際社会との関わり

必要に応じて，オブザーバーとして国際機関や各国の産業団体，労働組合，市民団体等の参加を求めるなど，企業のグローバルな活動を踏まえた国際的な観点から議論を深めるとともに，我が国の取組を国際社会に向け発信する。また，協働戦略の策定に当たっては，アジア諸国における各主体の取組の公共財的な基盤となる知識の蓄積や人材の育成など，国際社会への積極的な働きかけも視野に入れた検討が期待される。

②地域社会との関わり

必要に応じて，地方公共団体に対して円卓会議への参加を求める。また，各地域で既に実践されているマルチステークホルダーによる取組との交流や連携を図るとともに，積極的な広報活動を通じて円卓会議での議論を周知し，マルチステークホルダーによる対話の場が未整備な地域にも取組を促す。

６．関係府省庁間の横断的連携及び一元的な情報発信の推進

円卓会議は，関係府省庁間の横断的な連携の下に開催する。また，政府は，円卓会議の提言を参考に組織の社会的責任の取組促進に向けた施策を戦略的に進めるとともに，関係府省庁間の横断的な連携と内外に向けた一元的な情報発信を推進する。

⑤「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議の運営のあり方に関する検討体制について（案）」

（第６回総合企画部会配布・廣松毅部会長提出資料）

内閣府は、安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議（以下、「円卓会議」という。）の運営のあり方について検討を行うため、以下の方針の下、平成 20 年 4 月を目途に「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議準備委員会」（以下、「準備委員会」という。）を召集する。

１．検討事項

準備委員会は、国民生活審議会総合企画部会が示す基本的な方針の下、「安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会中間報告」を参考としながら、主に以下の事項について具体的な検討を行う。

１）円卓会議の成果物のあり方
２）円卓会議の各組織（総会、部会及び運営委員会）の機能
３）円卓会議の参加者の構成及び選出方法
４）円卓会議における当面の審議事項及び審議日程案
５）その他円卓会議の運営に関し必要な事項

２．構成

準備委員会は、事業者団体、消費者団体、労働組合、金融セクター、その他ＮＰＯ・ＮＧＯから推薦を受けるなどした各３名程度の委員を含む、計 20 名程度の委員で構成する。

３．検討スケジュール

準備委員会は、上記の事項について検討を行い、平成 20 年 6 月を目途に、国民生活審議会総合企画部会に報告する。

⑥「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」

（平成 20 年４月３日国民生活審議会意見）

第３章　消費者・生活者の安全・安心確保に向けた実効性ある個別施策の展開

４．安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任の取組促進

前節までに掲げた施策は主に行政の役割を中心としているが，消費者・生活者の安全・安心を磐石なものとするためには，主役たる消費者・生活者自身が自らの権利と義務の下，自立して困難に立ち向かい，社会の公正性を達成しようとして活動するとともに，さらにそれ以外の主体も含めた多様な主体の役割が不可欠である。このことは，より長期で見た消費者・生活者の利益を考えた場合，特に，現世代の消費者・生活者の安全・安心のみならず，将来世代の消費者・生活者の安全・安心の確保も考えた場合，一層重要となる。

持続可能な発展の理念が謳うように，いかに安全・安心な暮らし，快適な暮らしであっても，それが将来世代の多大な負担の上に成り立つのであれば，我々は暮らしを見直す責務を負っている。こうした持続可能性を巡る問題の特徴の一つは，行政以外も含めた多様な主体の関与が求められるということである[91]。1990 年代以降の急速なグローバル化や技術革新は，世界経済に多大な恩恵をもたらしてきたが，一方で，地球環境問題や貧困問題など，持続可能性への大きな脅威が顕在化した。国内に眼を転じても，国際競争の激化や情報化の進展，少子・高齢化の急速な進行が，人々の価値観や就業形態，消費生活の多様化・複雑化を招き，新たな種類の課題や事件・事故を引き起こしている。これらの課題を解決するためには，これまで述べてきた行政の転換に加えて，行政以外の主体をも巻き込んだ新たなアプローチが必要とされている。

こうした中，法令遵守を前提にそれを上回る組織の社会的責任への関心が国内外で高まっている。これまでも，例えば 1970 年代には企業活動の多国籍化や公害問題の深刻化を背景として企業の責任が叫ばれるなど，社会的責任の問題は多様な文脈の下で論じられてきた。しかし，今日の世界規模での関心の高まりの特徴は，社会的責任を，市場経済の見直しへの動きからさらに，政府と市場，そして市民社会の関係を再構築する新たな経済社会システムとして捉える動きが現れて

---

[91] 1992 年にリオ・デジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）は，その採択文書アジェンダ 21 において，「アジェンダ 21 の全てのプログラムにおいて，各国政府が合意した目標・政策・枠組みを実効性をもって実施するためには，全ての社会集団のコミットメントと真の関与が不可欠である。持続可能な発展の達成に向けた根源的な条件は，意思決定に広範な社会層が参画することである。」として，持続可能な発展の実現に向けた多様な主体の役割を強調している。

いることである。例えば，1990 年代以降広がりつつあるグリーン・コンシューマリズムの動きをベースに社会的責任投資（SRI）やラベリング[92]といった様々な実践的手段を活用して，市場の内側から人々の消費や投資活動の変容を促す活動が展開されているほか，企業側も，積極的にステークホルダー[93]との対話や連携を模索し，よき企業市民として持続可能な発展に貢献するとともに，環境・社会分野の需要を技術革新に繋げ，むしろ競争力の糧としている。さらに一部の先進国や国際機関では，企業活動を社会や環境面からも評価する消費者や投資家の動きを捉え，各種の市場環境の整備を始めている。そこでは，３者が孤立し対峙するのではなく，互いの役割を果たしながら，総体として社会的課題を解決していく新しい“公”の姿が模索されている。

（１）「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」の開催

我が国においても，社会的責任の取組を促進するための環境整備を総合的かつ戦略的に推進し，政府と市場，そして市民社会が一体となって安全・安心で持続可能な未来を実現する体制を整備することは喫緊の課題である。そこで，平成 20 年度のできる限り早い時期に，「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」を開催するべきである。国民生活審議会は，円卓会議のあり方について更なる検討を行い，平成 20 年 6 月を目途に取りまとめを行うこととする。

円卓会議は，広範なステークホルダーの代表が参加した新たな社会的合意形成や取組促進の枠組み（マルチステークホルダー・プロセス）を提供することで，ⅰ）我が国が目指すべき安全・安心で持続可能な未来の姿を広範な主体で共有し，その実現に向けた協働を推進するとともに，ⅱ）積極的な取組を行っている組織が，消費者による商品選択や投資家による投資先の選択，求職者による就職先の選択等を通じて，ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出すための環境整備を総合的かつ戦略的に推進する。

円卓会議が提供する社会的合意形成や取組促進の枠組みは，持続可能性や社会的責任を巡る国際社会の実践の延長線上にある。特に，解決のために多様な主体の役割を要する課題について，広範なステークホルダーが対話を通じて情報や認識を共有し，協働して自ら解決にあたる手法（マルチステークホルダー・アプローチ）が，国連や各国政府，国際的な非営利ネットワークによって実践されてき

---

[92] 製造や取引過程における社会や環境への配慮が一定の基準を満たしていることを消費者や取引先に示すため，認定等を受けた企業が店舗や当該製品にシンボルマーク等の表示を行う仕組み。エコラベルやフェアトレードラベル，ソーシャルラベルなど多様な種類が流通している。

[93] 組織によって影響を受けるか，組織に対し影響を与える個人又は集団。「利害関係者」と訳されることもある。

た[94]。円卓会議も，消費者団体やＮＰＯを含む多様な主体が互いに責任を持って対話し，連携していく新しい枠組みの構築を企図したものである。

こうした枠組みは，第２章において論じた政策形成過程に消費者・生活者の声を届けるための極めて重要な手段の一つであると同時に，行政にとっては，伝統的な規制行政や支援行政とは異なる“協働行政”の一環であり，各主体のパートナーシップを促進するための新たな行政の役割，行政が果たすべき重要な役割として位置づけることができる。

なお，円卓会議は，行政にとっても行政以外の主体にとっても初めての試みであり，長期的な戦略を持って，主体間で時間をかけて取組を積み重ねていくことが何よりも重要である。このため，円卓会議の開催にあたっては，一定程度の継続性を担保できるような設置根拠のあり方を検討すべきである。

（２）「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」の策定

円卓会議は，概ね平成 22 年までに，目指すべき社会像，各主体の協働のあり方とそれぞれの役割，政府への政策提言を含む「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」として取りまとめる。ただし，段階的に中間取りまとめを行うとともに，緊急性の高い課題については取りまとめを待たずに順次取組に着手する。また，PDCA[95]の観点から，定期的に進捗状況の把握を行い，その後の戦略に活用していく。

協働戦略には，以下の要素を含むことが期待される。

①目指すべき社会像　目指すべき安全・安心で持続可能な未来の姿とそこに至る道筋

②分野別重点課題　　例えば持続可能な国民生活や地域社会のあり方など，①の実現に向けた具体的な社会的課題について，各主体の協働のあり方やそれぞれが果たすべき役割，各主体が役割を果たす上で直面する問題を克服するための方策

③横断的課題　　一般の消費者・労働者・投資家の関心を高めるための普及啓発活動のあり方，持続可能な発展を支える人材の育成・交流や調査研究の促進など，関連する各主体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）の支援に向けた方策，社会的責任投資（ないし責任ある投資）や社会的責任調達の促進策など横断的な市場環境の整備策など

---

[94] 例えば，欧州諸国をはじめ多くの先進国が，アジェンダ 21 を踏まえた持続可能な発展戦略の策定過程でマルチステークホルダー参画を進めてきたほか，国連自身も，持続可能な発展委員会（CSD）を創設し，持続可能な発展に向けた，政府・国際社会・主要グループとの間の対話とパートナーシップを促進してきた。また，グローバル・レポーティング・イニシアティヴ（GRI）や森林管理協議会（FSC）など，社会的責任に関する各種の国際的な非営利ネットワークも，その意思形成過程にマルチステークホルダー・アプローチを取り入れている。

[95] Plan（立案・計画），Do（実施），Check（検証・評価），Act（改善・見直し）の略。

（３）行政機関の社会的責任

行政機関は，それ自体事業主体でもあることから，円卓会議への参加に際しては，率先して取組を進めることが求められる。特に国の行政機関においては，ステークホルダーとの対話や連携の推進，実効性ある苦情処理体制の構築，環境や社会への配慮の状況や事件等のネガティヴ情報を含む社会的責任報告書の作成・開示などの取組が期待される。

図５　マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議

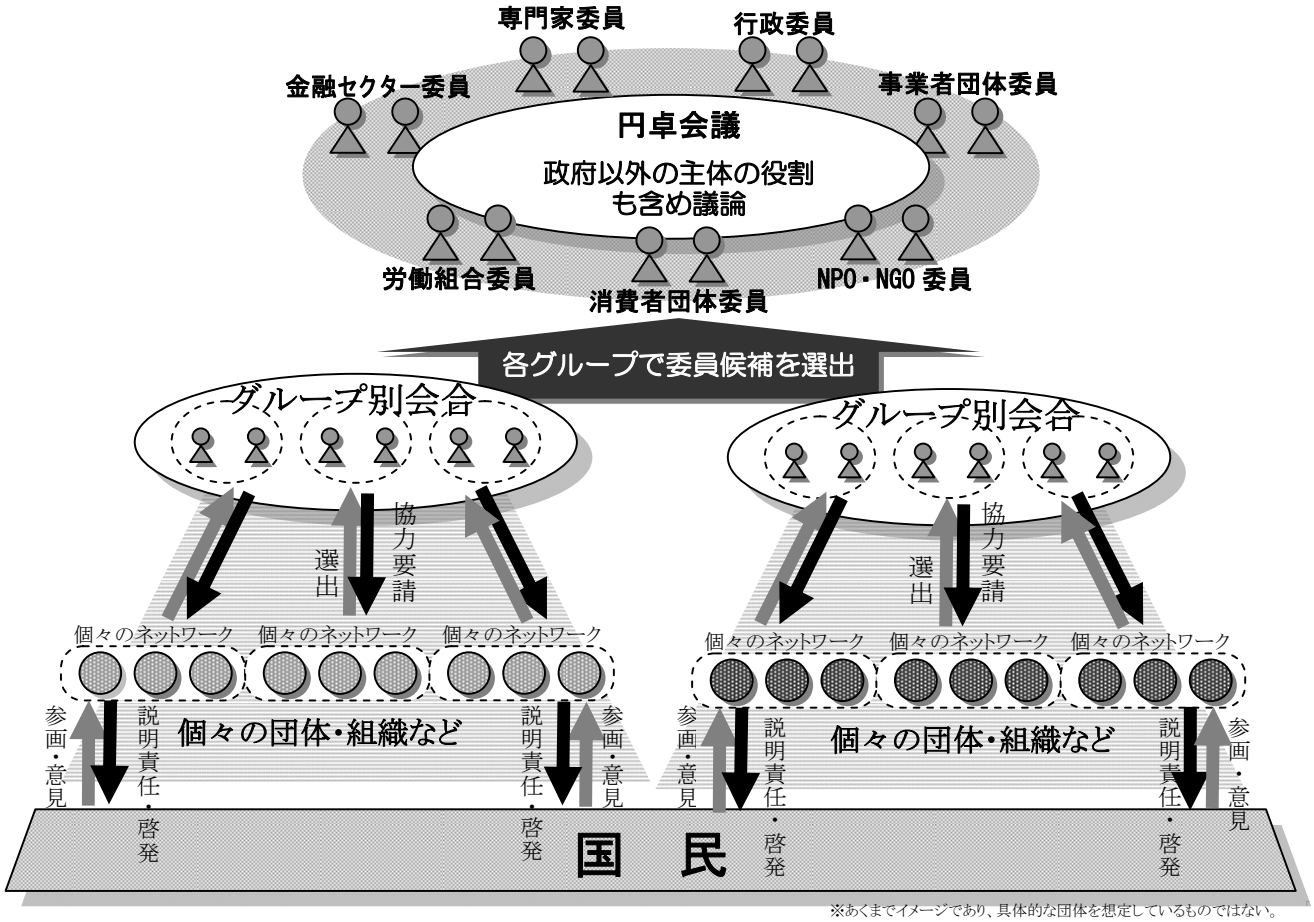

※あくまでイメージであり、具体的な団体を想定しているものではない。
委員候補選出のプロセスは、各グループごとの特性により異なり得る。

⑦「消費者行政推進基本計画　～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～」

（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）

こうした環境整備を図るとともに、消費者の利益の擁護及び増進のために、国、地方、消費者、事業者がそれぞれ貢献できる新たな仕組みを構築すべきである。例えば、消費者・生活者が主役となる社会の構築に向け、広範な主体が対話を通じて認識を共有し、協働して社会的課題の解決にあたる「円卓会議」を設置することなどについて取組を進める。

⑧「行政のあり方の総点検　～『消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて』（国民生活審議会意見）に対するアクションプラン（工程表）～」

（平成 20 年 7 月 23 日　「生活安心プロジェクト」に関する関係省庁局長会合了承）

Ⅲ．消費者・生活者の安全・安心確保に向けた実効性ある個別施策の展開

４．　安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任の取組促進

（１）「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」の開催、「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」の策定

＜20 年度＞

・ 政府は，円卓会議のあり方に関する国民生活審議会の取りまとめに基づき，関係団体による委員候補選出の動向等を踏まえ、年内のできる限り早い時期に円卓会議を開催する。
・ 円卓会議は，目指すべき社会像，各主体の協働のあり方とそれぞれの役割，政府への政策提言を含む，「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」の策定に向け検討を進めるとともに，緊急性の高い課題については各主体が順次取組に着手する。

＜21 年度以降＞

・ 円卓会議は，概ね 22 年までに協働戦略を策定するとともに，緊急性の高い課題については各主体が順次取組に着手する。
・ 各主体は協働戦略に基づいて取組を推進する。
・ 円卓会議は，PDCA の観点から定期的に協働戦略の進捗状況を把握し，その後の戦略に活用する。

（２）行政機関の社会的責任

＜20 年度＞

・ 円卓会議の検討状況を踏まえ，円卓会議への関わりや行政機関自身の社会的責任のあり方等について検討する関係省庁連絡会議を開催する。
・ 各府省庁は，連絡会議における検討を踏まえ取組を推進する。

＜21 年度以降＞

・ 必要に応じ，連絡会議を開催する。
・ 各府省庁は，連絡会議における検討を踏まえ取組を推進する。